

令和 7 年度第 1 回大阪府環境審議会会議録

開 催 日 令和 7 年 7 月 2 5 日

開 催 場 所 咲洲庁舎 4 4 階 大会議室
 オンライン会議システム併用

令和 7 年度第 1 回大阪府環境審議会

令和 7 年 7 月 2 5 日

司会（岩井田参事） それでは、定刻になりましたので、ただいまより令和 7 年度第 1 回大阪府環境審議会を開催させていただきます。

本日の司会を務めさせていただきます環境農林水産部脱炭素・エネルギー政策課の岩井田と申します。よろしくお願いいたします。

委員の皆様方には、お忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

以後、着座にて進行させていただきます。

まず、会議に先立ちまして、環境農林水産部長の原田より一言御挨拶申し上げます。

原田環境農林水産部長 皆さん、こんにちは。大阪府環境農林水産部長の原田でございます。令和 7 年度第 1 回大阪府環境審議会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

辰巳砂会長様はじめ、委員の皆様方には、大変お忙しい中、本審議会に御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。また、平素から、大阪府の環境行政はじめ、府政各般にわたりまして御支援と御協力くださいまして、厚く御礼申し上げます。感謝申し上げます。

さて、気候変動の影響と思われる猛暑が続いております。北海道でも 40 度近い猛暑が記録されているということでございますが、こうした中、今開催中の大阪・関西万博におきましては、このような環境問題への解決に資する次世代型太陽電池のペロブスカイト太陽電池や自動運転 EV バスなど最先端技術が披露されているところでございます。こうした万博のレガシーを継承し、大阪の環境と経済の好循環、カーボンニュートラルと大阪の成長の両立に向けまして、現在、本審議会府の環境関連の諸計画について御審議をいただいております。引き続きどうぞよろしくお願い申し上げます。

一方で、この万博は、大阪の魅力、これを内外、そして世界へと発信できる絶好の機会でございます。本日から、会場内では大阪ウィークが始まります。

「大阪ウィーク～夏～」ということでございますが、こちらでは、私ども大阪

の大阪産（もん）を味わうというようなことでPRもさせていただいていますし、また、あしたの土曜日は吉村知事も現場に参加いたしまして、環境活動に取り組んでおられるお子さんたち、あるいは企業様がおおさか環境宣言を行うイベントも計画しております。「いまこそ考える私たちの環境の未来」というイベントを明日開催する予定になってございます。

また、期間中は大阪産（もん）の規格外の農産物等をビールと加工するアップサイクルいたしましたクラフトビールを販売するという事になっておりまして、もう既に好評いただいております。こうした取組を通じまして、府内の食品ロス削減にも取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

こうした中、本日の1つの審議事項といたしまして食品ロス対策につきましては、3月に食品ロス削減推進基本方針が閣議決定をされまして、国において新たな目標が掲げられました。大阪府といたしましても取組を加速していく必要があると認識をしております、食品ロス削減推進計画の見直しについて諮問させていただきたいと考えてございます。どうか御審議をよろしくお願い申し上げます。

2つ目の審議事項といたしましては、昨年7月に諮問させていただきましたリサイクル製品認定制度のあり方につきまして、リサイクル製品認定部会において検討をいただいております。その結果を御議論いただきまして、答申の取りまとめをよろしくお願いしたいと思っております。

限られた時間ではございますが、委員の皆様からの忌憚のない御意見等を賜りますようお願い申し上げまして、開会の御挨拶とさせていただきます。本日はどうかよろしくお願い申し上げます。

司会（岩井田参事） それでは、会議進行に当たってのお願い事項について御説明いたします。

本日はオンラインを併用した会議の開催とさせていただいております。

資料については、オンライン出席の委員の方には事前にメールでお送りさせていただいており、会場に御出席の委員の方々にはお手元にタブレットで閲覧できるように御用意させていただいております。

資料の一覧は議事次第の裏面でございますが、不足等ございましたら事務局にお申し出いただければと思います。説明中に資料の投影もさせていただけれ

ばと思っております。

続きまして、委員の御紹介をさせていただきます。

昨年１２月に開催しました令和６年度第２回の環境審議会以降に新たに御就任いただいた委員の御紹介をさせていただきます。

まず、学識経験のある者として御就任いただきました委員の紹介からさせていただきます。

日本労働組合総連合会大阪府連合会の國眼委員でございます。オンラインからですが、もしよろしければ一言いただければと思います。

國眼委員 皆さん、こんにちは。聞こえていますでしょうか。

司会（岩井田参事） 聞こえております。

國眼委員 働く仲間で構成をする連合大阪の推薦により選出をいただいております自治労の國眼と申します。私どもは公務公共サービスの担い手でありまして、環境と密接に関係する上下水道であるとか、ごみの収集、その処理、動植物園、公園などで働く仲間の代表として議論参加できればというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

司会（岩井田参事） ありがとうございます。

続きまして、府議会議員の委員の御紹介でございます。

魚森委員でございます。オンラインで入っていただく予定だったんですけど、接続でちょっとトラブルがありまして、ちょっと飛ばして、市來委員でございます。

市來委員 今回新たに委員として参加させていただくことになりました府議会議員の市來と申します。昨今いろいろ食品ロスの課題等々、議会でも話題になっておりますので、この機会にいろいろ議論できたらと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

司会（岩井田参事） 続きまして、オンラインの坂元委員でございます。

坂元委員 皆さん、こんにちは。ただいま御紹介いただきました大阪府議会議員、守口市選出の坂元です。よろしくお願いいたします。

司会（岩井田参事） ありがとうございます。

大野委員でございます。

大野委員 皆様、こんにちは。大阪府議会議員の大野ちかこと申します。どう

ぞ1年間よろしくお願いいたします。

司会（岩井田参事） 続きまして、堀川委員でございます。

堀川委員 皆様、こんにちは。大阪府議会議員の堀川裕子でございます。本年1年間よろしくお願いいたします。

司会（岩井田参事） 続きまして、中井委員でございます。

中井委員 こんにちは。中井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

司会（岩井田参事） 続きまして、市町村長の委員の御紹介をさせていただきます。

豊中市長に代わり、四條畷市長の銭谷委員に御就任いただいております。本日は、代理として藤岡副市長に参加いただいております。副市長、一言よろしくお願いいたします。

藤岡副市長 四條畷市の副市長の藤岡でございます。よろしくお願いいたします。

司会（岩井田参事） その他、幹事の皆様につきましても、年度替わりなどで変更が生じてございまして、御紹介は省略させていただきますが、お配りしております出席者一覧、委員名簿に（新）という印をつけさせていただいておりますので、御確認いただければと思います。

オンラインと会場を含めまして、委員定数37名のうち、予定としては33名の御出席をいただくということになっておりますので、大阪府環境審議会条例第5条第2項の規定によりまして、本審議会が成立しておりますことを御報告申し上げます。

オンラインで御出席の皆様は、以降、通常はカメラとマイクをオフにさせていただきまして、御発言のある際に挙手ボタンを押していただくとともに、カメラとマイクをオンにして、会長から指名がありましたら御発言いただくようお願いいたします。発言が終わりましたら、カメラとマイクはオフに戻していただきますようお願いいたします。

御発言の御意向につきましては、事務局において画面表示を基に漏れがないように確認をさせていただきますけれども、万一見落としがございましたら、大変申し訳ございませんが、マイクをオンにしてお声がけいただきますようお願いいたします。

それでは、次の審議事項に入らせていただくに当たりまして、本日諮問事項が1件ございます。資料1－1によりまして、大阪府から環境審議会に諮問させていただきます。環境農林水産部長から諮問文をお渡しさせていただきますので、しばらくお待ちください。

原田環境農林水産部長 それでは、私のほうから吉村知事に代わりまして諮問文を交付させていただきます。

「大阪府環境審議会会長 辰巳砂昌弘様

大阪府知事 吉村洋文

大阪府食品ロス削減推進計画の見直しについて（諮問）

食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第19号）第12条の規定に基づき策定した大阪府食品ロス削減推進計画の見直しについて、貴審議会の意見を求めます。」

原本はまた改めてお渡しさせていただきます。

どうぞよろしくお願いします。

司会（岩井田参事） 諮問は以上でございます。

環境農林水産部長におきましては、公務の関係でここで退出させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、これ以降の議事につきましては、辰巳砂会長に進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

辰巳砂会長 会長の辰巳砂でございます。議事を進めさせていただきます。皆様におかれましては、お暑い中、御参集いただきましてありがとうございます。どうか御協力のほど、よろしくお願いいたします。

本日の議題は、審議事項が2件、報告事項が1件となっております。

それでは、まず最初に審議事項から扱わせていただきます。

諮問事項、「大阪府食品ロス削減推進計画の見直しについて」につきまして、事務局から御説明のほうをお願いいたします。

荒木ブランド戦略推進課課長補佐 事務局の流通対策室ブランド戦略推進課総括補佐の荒木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。すいません、着座にて失礼いたします。

それでは、大阪府食品ロス削減推進計画の見直しにつきまして、資料1－1

及び資料 1－2 を用いまして説明をいたします。

初めに、資料 1－1 の諮問文の裏面を御覧ください。

詳細につきましては後ほど資料 1－2 の中で説明をいたしますので、要点のみ御説明させていただきます。

本計画につきましては、国の法律及び国の基本方針に基づく都道府県の食品ロス削減推進計画として、令和 3 年 3 月に策定いたしました 10 か年の計画でございます。

これまでに本計画に基づきまして食品ロス削減に向けた取組を進めてきた結果、大阪府内の食品ロス量は減少傾向にあります。本計画を達成していくためには、事業者、消費者など多様な主体が連携した取組を加速させ、食品ロスのより一層の削減に向けて取り組んでいく必要があります。

今年度は本計画の中間年に当たりまして、国の基本方針の改定をはじめとして、大阪府環境総合計画などの関連計画の改定等も予定されていることから、これまでの取組状況の成果を検証し、本計画を見直す必要があると考えております。このため、本計画の見直しに際し、本審議会の御意見を求めるものでございます。

続きまして、資料 1－2 の「大阪府食品ロス削減推進計画の見直しについて」を御覧ください。

まず、資料左上の現計画の概要・取組状況について説明をいたします。

本計画につきましては、2021 年度から 2030 年度までの 10 か年の計画でありまして、『“もったいないやん！” 食の都大阪でおいしく食べきろう』をスローガンといたしまして、事業者、消費者、行政が一体となって取組を進めているところでございます。

次に、本計画の将来目標についてですが、2 つの目標を掲げております。1 つは、食品ロス量につきましては、事業系の食品ロス量、家庭系の食品ロス量ともに、2000 年度比で 2030 年度に食品ロス量の半減を目指すこととしております。もう 1 つは、食品ロス削減のための取組を 2 項目以上行う府民の割合を 90 % とするものでございます。

次に、資料左側中段の基本的施策についてですが、食品ロスにつきましては、生産、製造、流通、販売、消費などの各段階において発生しますので、大阪府

では、事業者、消費者、行政など多様な主体で構成するネットワーク懇話会等を運営いたしまして、各立場からの意見交換により、各段階の施策を具体化する取組を展開しております。

事業者向けの施策といたしましては、「おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度」の推進や「フードバンクガイドライン」の活用を、また、消費者向けの施策といたしましては、カードゲームなどの啓発媒体の活用や、毎年10月の食品ロス削減月間における取組を行っております。

次に、資料左側の下段の計画の進捗状況についてですが、まず、左側の食品ロスの発生量については、本計画の策定時に調査した2019年度の推計値と今回の見直しに当たって調査しました2022年度の推計値を比べますと、総量につきましては、2019年度の43.1万トンから2022年度の37.8万トンへと減少しております。

この内訳を見ますと、事業系の食品ロスにつきましては、2019年度の2.3万トンから2022年度の17.3万トンへと大幅に減少しております。一方で、家庭系の食品ロス量につきましては、2019年度の20.8万トンから2022年度の20.5万トンへと微減ないし横ばいで推移しております。

また、真ん中の食品ロス問題の認知度につきましては、2020年度以降、全国では80%前後で推移し、大阪府では86%前後と、いずれも高い水準で推移しています。

さらに、右側の食品ロス削減の取組を二項目以上取り組む府民の割合につきましても、取組項目の追加はありましたが、2020年度の81.9%から2024年度の86.4%へと高い水準を維持しております。

続きまして、資料右上の国の動向について説明をいたします。

国は本年3月に、国の「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」の変更を行いました。国が調査した2023年度の食品ロス量のうち、事業系の食品ロス量で2030年度までの目標を8年前倒しで達成したことをはじめ、物価高騰や物流問題などの社会情勢の変化も踏まえまして、新たな目標や施策の変更、拡充を行っています。

まず、この国の目標につきましては、家庭系の食品ロス量は当初の50%削減のままで据置きとされておりますが、事業系の食品ロス量は当初の50%削減

から60％へ削減と削減目標が引き上げられております。

また、国の基本的施策につきまして、特徴的なものとしましては、6つ目の未利用食品等を提供するための活動（食品寄附）の支援等が挙げられます。

続きまして、資料右側の中段、検討に係る論点（案）について説明いたします。

これまでの大阪府の取組状況や国の動向なども踏まえまして、本計画の見直しに当たって、大きく2つの論点について議論してまいりたいと考えております。

1つは削減目標についてです。先ほど国の動向で説明いたしました事業系の食品ロス量について、現行の50％削減から60％削減へと目標を引き上げることなどについて検討してまいりたいと考えております。

もう1つは目標達成に向けた取組についてです。「おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度」の推進や、小売店舗における消費者向け食品ロス削減実証実験などの成果も踏まえまして、目標を達成するための取組について検討してまいりたいと考えています。

1点目は、事業者と連携した大規模キャンペーンによる小売店での売り切り、外食での食べ切りなど、消費者の行動変容を促進する取組を、2点目は、消費期限が迫った食品等の情報をサイトで掲載し、割引価格で提供するなどのフードシェアリングサービスやフードバンク、フードドライブなどの食品寄附を推奨する取組を、3点目は、事業者や市町村と連携して、家庭における具体的な削減手法を消費者へ啓発する取組などについて検討したいと考えております。

最後に、資料右下のスケジュール（案）について説明いたします。

本計画の見直しにつきまして、本日、環境審議会に諮問いたしましたので、委員の皆様方の御承認を得た上で、本審議会に食品ロス削減推進計画部会を設置させていただきたく存じます。

同部会におきまして、3回程度、御審議をいただき、来年の1月頃に本審議会の答申をいただきたいと考えております。その後、本計画案の改定案を大阪府で取りまとめまして、2月にパブリックコメントの手続きを行い、3月末までに本計画を改定したいと考えております。

私からの説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

ます。

辰巳砂会長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明に対しまして、何か御質問、御意見はございますでしょうか。特にございませんでしょうか。

オンラインで御参加の皆さんは、もしございましたら、画面をオンにして、マイクをオンにして御発言いただければと思いますが、よろしいでしょうか。

どうぞ。

市来委員 府議会議員の市来です。御説明ありがとうございました。

すいません、ちょっこのタイミングで質問する内容かあれなんですけど、これ、もう資料全てのことを踏まえた質問の場でいいんですかね、今回この食品ロスの。よろしいですかね。

荒木ブランド戦略推進課課長補佐 はい。

市来委員 ありがとうございます。ちょっと何点か確認だけしておきたいんですけども、先ほど御説明ありましたこの食品ロス量のその推移のところで、いろんな取組をされて減少しているということは非常にすばらしいことかなと思うんですけども、一方で2022年度というのが大きく減ったということなんですけども、まさにこれ、コロナ禍とか、そういったその外食需要の落ち込みとか、いろいろ物価高騰の関係の仕入れ調整とか、いろんな要因もあるんじゃないかなというふうに見えるんですけども、このあたり、どういうふうに認識されているのかというのをちょっと御確認させてください。

荒木ブランド戦略推進課課長補佐 ありがとうございます。先生おっしゃっていただいたとおり、コロナの影響があったということで事業系の食品ロスが落ちているという部分はあると思うんですけども、我々としても、これからそのコロナの影響でどう推移していくのかというのはあるんですけども、若干、揺れ戻しがあるのではないかとということも危惧をしております、そのあたり、やはり目標を達成していくということで、取組をもっと加速させていく必要があろうということで認識を持っております。

市来委員 ありがとうございます。もう1点確認したいことが、こういう推進計画とかの行政の所管の体制なんですけども、もちろんこの辺のこの計画は恐らく環境農林水産部さんが所管でやられているのかなと思うんですけども、こ

の大きな目標を達成していくときに、やっぱり全庁的な取組というのはかなり必要になってくるんじゃないかなと思っていまして、福祉とか教育とか商工労働、このあたりのほかの関与の考え方、このあたり、ちょっと確認させてください。

荒木ブランド戦略推進課課長補佐 ありがとうございます。先生おっしゃっていただいたとおり、やっぱり食品ロスの取組というところで全庁的に協力していかなければならないということで、我々、食品ロス削減のワーキングチームを部局横断でつくってございまして、それぞれの、我々の取組もそうですし、各部局さんにおいて食品ロス削減に関連する取組について情報共有を行いながら、連携して取組を進めていくという体制を取っております。

市来委員 ありがとうございます。ワーキングチームで全庁的にやられているという、単純に食品ロスをなくすというだけじゃなくて、やはり効果的なものにしていくためには非常に重要な取組やと思いますので、ぜひ進めていただけたらなと思っています。

あと、ごめんなさい、最後に1点だけなんですけども。昨今ちょっと課題になっていました米不足の問題なんですけども、家庭に流通するその米が不足しているというのがある一方で、事業米の廃棄の米も大量にあるということで、このあたり、ちょっとこの趣旨ともしかしただらざるかもしれないんですけども、何か府としてこのあたりの流通に関することであつたりとか、事業者への働きかけとか、何か考えられていることとか課題として捉えていることがあれば教えていただきたいです。

荒木ブランド戦略推進課課長補佐 ありがとうございます。その辺の情報をまだ我々のほうもちょっと把握し切れてないところはありまして、先生御承知のとおり、流通の関係というところで、なかなか、大阪府、都道府県のところがちょっと関与しづらいというところの問題もありますので、その計画の見直しに当たって必要な情報というところでは参考にしていけるかなとは思っているんですけども、すいません。先生おっしゃっていただいております、直接、把握しているところがなくて、申し訳ないです。

市来委員 分かりました。また引き続きちょっといろいろ質問させていただきたいと思います。ありがとうございます。質問は以上です。

辰巳砂会長 どうもありがとうございます。

ほかに何か御質問ございますでしょうか。

司会（岩井田参事） 会長、すいません。オンラインで細井委員が挙手の求めが。

辰巳砂会長 細井委員ですね。どうぞ御発言ください。

細井委員 お願いいたします。大阪府医師会の細井と申します。

まず、1点、先ほどの食品ロス量のグラフに関してですけれども、これ、添付いただきました参考資料1の令和3年の資料によりますと、2000年度の基準年のロス量が書かれていました。それは合計65.4トンということですので、ぜひもうこの基準年のところも最初のグラフに入れていただくと、50%、半減に近くなっているなというのは非常に分かりやすいと思いますので、できればこの基準年度のところをですね。それに対しての50%とか60%減ですので、ぜひこの基準年のところをグラフに入れられたらどうかなというのを1つ思っております。

もう1点が、この家庭の食品ロス量の削減に向けての具体案なんですけれども、頂きました資料1－2の検討に係る論点の具体案なんですけど、これらがなかなか家庭においての具体案としてはちょっと内容が実現が難しそうかなというふうな気がしまして、もう少し具体的に家庭に向けての具体案が必要かなと思います。

例えば、よくありますのが消費期限と賞味期限の勘違いというので、それで無駄に捨てられているというのがもうニュースにもなっておりましたので、そのような賞味期限と消費期限との違いをしっかりと大阪府民にも知っていただく、あるいは賞味期限が切れていてもすぐに廃棄せずに、見た目や匂いを確認して大丈夫ですよというようなことを行政側からでも言っていただくと、家庭での食品ロスというのは減らせるのかなというふうに思いますし、あるいは、そういうことに関しましてリーフレットの配布とか、あるいは具体的に府民への講座、そういうのを開催するとかいうのは、もう少し具体案をいただきたいなと思いました。

以上です。

荒木ブランド戦略推進課課長補佐 ありがとうございます。2点いただきまし

て、1点目の資料の、すいません、2000年度のグラフの数量というところにつきましてはおっしゃるとおりですので、資料の関係で、お示ししてなかったのは恐縮だったんですけれども、議論させていただく際には、反映をさせていただきたいというふうに思っております。

2点目の家庭系の啓発というところのお話なんですけれども、すいません。ここに書き切れてない部分がありますので、そこについてはまた具体的にお示しをしていきたいなとは思っているんですけども、先ほど、先生おっしゃっていただいたような賞味期限、消費期限の理解の促進を図っていくことですか、あと、我々、府民向けに啓発媒体など様々用意しておりまして、それを10月の食品ロス削減月間とか中心に、いろんな方々に府民に分かりやすい形で周知をさせていただく、案内させていただくというところで、もう少し、具体的なものはあるんですけれども、様々な取組をしておりますので、そのあたりの内容につきましても今後示させていただきたいなというふうに思っております。

以上です。

細井委員 お願いいたします。

辰巳砂会長 ありがとうございます。

それでは、特にほかにはございませんでしょうか。

大野委員、どうぞ。

大野委員 大野です。よろしくお願いします。

1点教えていただきたいんですが、基本的施策の中で事業者さんのところ、4点目、飲食店の食べ切り・持ち帰りの取組への支援というのは、すごいよい取組だなと思うものの、保健所さんが食中毒の懸念ですとか、なかなか事業者さんとか消費者がこれをやりたいと思っても、なかなか規制がかかって難しいという現実もあるかと思うんですけれども、その課題はどのようにクリアしていただいているのかをお願いします。

荒木ブランド戦略推進課課長補佐 ありがとうございます。先生おっしゃっていただいた課題があるというのは我々のほうも認識をしております、国のほうで中心に議論されておるんですけれども、そのあたりの整理といいますか、我々としてはちょっと国の整理を待ってというふうな言い方をしたらあれなんですけれども、そういう情報も含めながら、我々として協力できるところとい

うのは、情報提供とかがちょっと中心になるかもしれませんが、対応していきなというふうに考えております。

辰巳砂会長 よろしいでしょうか。

松井委員、どうぞ。

松井委員 ありがとうございます。1－2の資料の基本的施策のところでした、食ロスという、どうしてもコンシューマーサイドがロスを少なくするみたいな話が多くなりがちなんですけど、ちゃんとその反対側のサプライヤーサイドが流通の各段階でいろんな取組を考えていくという、サプライチェーンで対応されるという両面からというのがすごくいいなと思って見ていました。それがうまくいっているかを観測するいわゆるK P I、進捗状況のキーパフォーマンスインジケーター、観測が3つ出ていますよね。左でうまくごみの量が減っていますというのが見えていて、真ん中で大阪府は先進的な認知度があって、一番右に、これですね。コンシューマーサイドが取組が8割、9割進むとこまで目指すと書かれているんですけど、これ、事業者サイドのK P Iのようなものは何か設定されているのでしょうか。

荒木ブランド戦略推進課課長補佐 すいません。計画上、この事業者のK P Iというところは、現状では設定してないものであります。

松井委員 多分そっちの両面から行くという意味ではとても大事なもので、ちょっとこっち側の事業者サイドの何らかのK P Iも一度御検討いただけるといいんじゃないかなと思いました。

荒木ブランド戦略推進課課長補佐 ありがとうございます。

辰巳砂会長 どうもありがとうございます。

ほかに何か御質問ございますでしょうか。もうよろしいでしょうか。

それでは、特に発言はこれ以上はないようですので、この案件は専門的であるということもございますので、大阪府環境審議会条例第6条第2項の規定によりまして設置する専門部会で審議していただければどうかというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

オンラインのほうもよろしいでしょうか。もし御異議ございましたら、マイクをオンにして御発言ください。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

辰巳砂会長 特に御異議がないということですので、新たに新設する部会の運営要領につきまして、事務局のほうから提案のほう、よろしくお願いいたしますします。

荒木ブランド戦略推進課課長補佐 ありがとうございます。

引き続き、すいません、着座にて失礼いたします。よろしくお願いいたしますします。

それでは、資料１－３を御覧ください。

初めに、第１の趣旨といたしまして、大阪府環境審議会条例第６条第２項の規定によりまして、大阪府環境審議会に設置する食品ロス削減推進計画の部会の組織及び運営について定めるものでございます。

次に、第２の組織といたしまして、（１）で、本部会については、会長が指名する委員及び専門委員で組織することとしており、条例第２条第１項第１号に規定する学識経験者を２名程度、条例第３条第２項に規定する専門委員を３名程度としております。

また、条例第６条第４項におきまして、部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たると規定されていることから、（２）で、部会に部会長を置き、委員の中から会長に指名いただくこと、（３）で、部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちからあらかじめ部会長の指名する者がその職務を代理することとしております。

次に、第３の会議といたしまして、（１）で、部会の会議は、部会長が招集し、部会長が議長となること、（２）で、部会は２分の１以上が出席しなければ会議を開催できないこととしております。

最後に、第４の補則といたしまして、この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定めるものとしております。

私からの説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたしますします。

辰巳砂会長 どうもありがとうございました。

それでは、部会を新設して、その運営要領は、今説明がありました資料１－３のとおりとするということですのでよろしゅうございますでしょうか。

もし御異議ございましたら、オンラインのほうは画面をオンにして御発言い

ただければと思いますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

辰巳砂会長 ありがとうございます。

それでは、部会長並びに所属委員につきましては、事務局とも相談いたしまして、私が指名させていただくということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

辰巳砂会長 ありがとうございます。

それでは、異議なしということでございますので、部会で諮問事項を御検討いただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

1つ目の審議事項が終わりましたので、続きまして、審議事項（２）ということで、「リサイクル製品認定制度のあり方について」の答申案について御審議いただきたいと思います。本案につきましては、リサイクル製品認定部会において御審議いただいたものでございます。

それでは、リサイクル製品認定部会の貫上部会長から説明をお願いいたします。オンラインでございます。よろしくお願いいたします。

貫上委員 大阪公大の貫上でございます。聞こえていますでしょうか。大丈夫でしょうか。

辰巳砂会長 聞こえています。大丈夫です。

貫上委員 ありがとうございます。本日、公務の関係でリモートでの御説明となります。御容赦ください。

それでは、説明させていただきます。

昨年の7月に知事から諮問がございまして、8月から今年の1月にかけて合計4回の部会を開催いたしましたので、その審議結果を御報告させていただきたいと思います。

それでは、資料2－3を御覧いただけたらと思います。

まず、現行制度の概要等について御説明させていただきます。

本制度は平成16年4月に開始いたしまして、制度の目的はリサイクルの促進と関連事業者の育成でありまして、認定対象の製品は、府内で販売されていることを前提としまして、府内で発生している循環資源を使用して日本国内で製造されているもの、あるいは日本国内で発生している循環資源を

使いまして府内で製造されているものとしています。

現状の制度では2つの認定区分がございまして、認定の基準に合致する製品を第1区分、第1区分に該当するもののうち、リサイクル製品の使用済品を自ら回収して、素材としてリサイクルされている製品を第2区分ということで、2つの区分を設けています。

右のほうに認定製品の数の推移がございすけども、認定総数は増加傾向にありまして、特に第2区分が増えてきています。

制度の役割につきましては、全国的な制度でありますエコマークと比較しますと、本制度は、府内に製造場所等がある事業者を対象としていること、それとともに、循環資源の発生場所あるいは製品の製造場所が府内にあるという製品に限定しているという点がエコマークとは違う点でございす。また、申請費用が比較的安価であるということもあり、府内で事業展開しているような中小規模の事業者の製品を広報等でPRすることで後押しするような制度となっています。

2ページ目に移りまして、この制度の改定に当たりまして、基本的な考え方と今後のあり方ということですが、ここから4回の部会での審議結果について御説明させていただきます。

冒頭でございますように、循環資源の持続的な利用の推進ということ、それから「カーボンニュートラル」及び「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」を実現するということなど、社会の動きにも対応したリサイクル製品の普及が促進される制度となるように、本制度の今後のあり方について審議を行いました。

主な審議事項としましては、全部で4つございす。

まずは、社会の動きにも対応した付加価値の高いリサイクル製品の普及ということで、循環資源の持続的な利用、すなわち第2区分の認定要件の見直しになります。

基本的な考え方としましては、国の第五次循環型社会形成推進基本計画では、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用するというような循環経済、サーキュラーエコノミーへの移行を促進することが鍵になるとされております。

それを踏まえまして、今後のあり方として、下の枠にありますように、現在

の第2区分の「使用済品が素材としてリサイクルされている」という設定要件を、右下にありますけども、「水平リサイクル等によって同等なものとされている」に変更するというものです。いわゆるダウンサイクルは排除して、同等なもの、水平リサイクル等によるものにするということで少し厳しめにするということです。より高度なリサイクルをめざす区分にするということでございます。

次のページお願いできますでしょうか。

2つ目になりますけども、今度は海洋プラスチック問題への対応ということで、括弧にありますように、認定区分を新設するというところでございます。

基本的な考え方としまして、認定制度におきましても、府民等への啓発という観点から、海洋プラスチックごみ問題に対してどのような対応が実施できるか、あるいはそれを検討するということが非常に重要だということで認識しております。

これへの対応としまして、今後のあり方にありますように、海洋プラごみや漁業系のプラスチック廃棄物、これを原料にしているということを付加価値として、そのリサイクル製品の認定区分を新設ということです。認定された製品を広報・PRすることで、資源循環と海洋プラスチック問題に係る府民の意識醸成などを促すということが必要だとしております。

この内容につきましては、全国展開されていますエコマークでは既に実施されていますが、大阪府版ということで、例えば、府内で回収された海洋プラスチックごみを使用しているとか、あるいは府内で製造されているということを認定の要件とすることを想定しております。

次のスライドをお願いできますでしょうか。

こちらにつきましては、カーボンニュートラルの実現に向けての貢献ということで、認定区分を新設するというところでございます。

基本的な考え方としましては、箇条書きが2つございますけども、2つ目に書いてありますように、カーボンニュートラルの実現に向けまして、認定制度におきましても、府民等への啓発といった観点から、どのような対応が実施できるか検討するということが重要になります。

これへの対応としまして、今後のあり方の1つ目にありますように、温室効

果ガスの排出量の見える化をしていること、すなわち、C F Pと書いていますが、カーボンフットプリントを算出しているということを付加価値と捉えまして、そういったリサイクル製品の認定区分を設けて広報・P Rするというところで、資源循環とカーボンニュートラルの両方に係るような市民の意識醸成を促すことをめざすということでございます。

次のページをお願いしたいと思います。

4つ目になりますけれども、認定対象以外の品目に関する対応についてです。

基本的な考え方として、本制度の認定基準のうち、循環資源の配合率については、基本的にエコマークの認定基準を参考にしております。このため、エコマークの認定対象品目となっていない場合は、大阪府の制度でも認定対象外になっております。これまで、幾つか対象外の製品について相談を受けることがありましたが、申請を受け付けることができないということでお断りしていたという経緯がございます。

これへの対応としまして、今後のあり方の1つ目でございますように、認定対象以外の品目を新たに対象とすることは本制度の目的に資することから、認定を判断できるような参考となる基準の有無、あるいは、そういうことを部会において審議を行い、認定対象として追加することが望ましいと判断された場合は、可能な限り認定対象とすることで、検討するというものでございます。

最後のスライドをお願いできますでしょうか。

今回の見直し後の認定制度の全体の枠組みになります。

右にありますのが見直し後の制度でございます。

一番下のところに、見直し後の認定対象のP Rとなっていますが、例えば、海洋プラスチックごみを由来とした製品とか、あるいはカーボンフットプリントに関する取組というのは、まだ全国的にも始まりつつある段階になりますので、認定制度においてP Rするためには、もう少し継続的に議論を進めていくという必要があるということで考えております。

以上を審議結果の御報告とさせていただきます。

辰巳砂会長 どうもありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明に対しまして、何か御質問、御意見ございましたらお願いいたします。

司会（岩井田参事） 会長、大久保委員からオンラインで挙手があります。

辰巳砂会長 大久保委員、御発言ください。

大久保委員 聞こえておりますでしょうか。

辰巳砂会長 聞こえております。

大久保委員 御説明ありがとうございます。時宜に応じた改定となっていると思いますので基本的な方針に賛同いたしますが、1点気になる点があります。第2区分の要件を厳しくし、水平リサイクルを促進するという点については全く異存はなく、大変望ましいことであると思っておりますが、ただ、現在第2区分のうちダウンサイクル品が入っているとしますと、その認定品の扱いはどうなるのかということが気になりまして、恐らく第1区分に分類し直されるということになるのかどうか。

現在は第1区分でも第2区分でも認証の利点には大きな違いはなく、第1と表示されるか第2と表示されるかという違いだとは思いますが、第2区分にダウンリサイクルで認定されていた方が、格下げと言っているのかよく分かりませんが、そういうふうになりかねないかということが気になっております。やはり一定の頑張っている事業者さんですので、その点の懸念から、例えば第2区分をさらに2つに分けて、水平リサイクル品とそれ以外のものに分けるような検討をされたかどうかということについて伺いできればと思います。

以上です。

貫上委員 質問ありがとうございました。今御質問いただいた点ですけども、部会のほうでもその点については議論になりまして、事務局のほうにその点どうですかということは確認いたしました。たしか現状の第2区分に応募いただいて認証されている方は全て水平リサイクルで、今回のこういう変更しても全く問題なかったというふうに私は記憶しておりますが、事務局のほうはそれでよろしかったでしょうか。

伊藤資源循環課課長補佐 資源循環課です。

貫上委員がおっしゃったように、現在、第2区分で認定されている製品については、今回の変更案に読み替えたとしても、第1区分に落ちてしまうことがないことを確認しています。

貫上委員 ありがとうございます。ということでございます。

大久保委員 ありがとうございます。安心いたしました。

辰巳砂会長 ありがとうございます。それでは、大久保委員、この状況でよろしいということですね。

大久保委員 はい、問題ないと思います。ありがとうございます。

辰巳砂会長 ほかに何か御質問、御意見等ございますでしょうか。

どうぞ。

市来委員 御説明ありがとうございました。資料２－２のほうでのちょっと内容で確認させていただきたいんですけども。ページでいうと７ページとか２８ページのほうにちょっと意見として挙がっているようなところがあるんですけども、この認定制度への意見としても、「大阪府での使用に優先的に割り当ててほしい」とか「公共事業に取り入れてほしい」とか。「大阪府での使用に優先的に割り当ててほしい」というのは、こういうのはどういう御意見なのかというのをまずちょっと一度教えていただきたいなと思います。

貫上委員 これは、ちょっとすいません、事務局のほうにお願いしてもよろしいでしょうか。

伊藤資源循環課課長補佐 委員の御指摘は７ページの記載かと思います。大阪府にはグリーン調達方針というものがあまして、大阪府のリサイクル認定製品に認定された場合は、その対象になります。ただ、その中で大阪府の認定製品だけが優先されているわけではなく、先ほど出ていましたエコマークについても同じように対象になっていますので、資料で書かれている意見としては、庁内の調達において、大阪府の認定製品を優先的に割り当ててほしいという意見が出ているということですが、現状はそうっていないということです。課題として認識しておりますが、エコマークより優先するというような運用は難しく、事業者からのお声はありますが、そういう対応になっています。

市来委員 ありがとうございます。その認知度のところでも、下のほうに数値が出ていましたけど１８．３％ということで、当然やっぱりエコマークのほうが信用性が高いというんですか、認知度が高いというところはあると思うんですけど、このあたりはやっぱり今の課題があると思うんですけども、上げていくような取組につなげていく方向性でいいんですかね。先ほどのやっぱりエコ

マークのほうは当然含まれて製品の中に入っているわけなんですけども、このあたりはどういうふうにしていこうと考えてはるんですか。

伊藤資源循環課課長補佐 認知度も同じく課題であると思っています。ただ、申し上げましたように、エコマークは全国を相手に商売をされている会社の製品を対象とし、一方で大阪府の認定制度は基本的には大阪府近辺、関西で商売をされている方を対象として想定しています。

また、製品自体も、土木・建築系の資材が6割ぐらいを占めています。このため、いわゆるB to Cだけではなく、B to Bとして展示会とかイベントの場でPRしています。あるいは業界団体等にもお話をしていくということで、例えば、大阪府では建設リサイクル法の説明会を年に1回やっています、そういった場で少し時間をいただいて、大阪府の認定製品をご紹介します、使っていただけるよう働きかけていますし、今後も続けていかなければいけないと考えています。

市来委員 分かりました。先ほどのこの資料の中にあるような数字は当然向上させていくということで、その方向性では間違いなくやっていくということですかね。分かりました。

以上です。

辰巳砂会長 どうもありがとうございます。市来委員、答申案そのものについては特に御異論は。

市来委員 大丈夫です。

辰巳砂会長 ほかに何か御質問、御意見ございますでしょうか。

どうぞ、花田委員。

花田委員 花田です。御説明ありがとうございました。

この制度自体ということではなくて、1つ教えていただきたいんですが、大阪府リサイクル認定の製品の数の推移というのはどうなっているか教えていただけますでしょうか。

貫上委員 すいません。ちょっと声が聞き取りにくかったので、数の何でしょうか。

花田委員 推移でございます。

貫上委員 推移ですか。

花田委員 はい。どんどん増えているのか、認定製品が。それともそうでもないのかということを教えていただきたい。

貫上委員 ここ直近の推移につきましては、資料２－３の１ページ目のグラフですね。この右のグラフになりまして、数字が３つありますが、棒グラフの一番上の数字が現状の第１区分、第２区分、両方の値になっています。第１区分、第２区分、それぞれの数値はその下にある２つの数字でございまして、ちょうど２０２３年度ですと、トータルで３４５種類と、そういう製品の数を認定しているということになります。推移はこのとおりということですが、それでよろしいでしょうか。

花田委員 申し訳ありません。見落としておりました。第２区分が増えているというところもすごく好ましいなと今拝見いたしました。

貫上委員 そうです。そういうことです。

花田委員 どうもありがとうございました。

辰巳砂会長 どうもありがとうございます。

ほかに何か御発言ございますでしょうか。オンラインのほうもよろしいでしょうか。

特に御発言はないようですが。

司会（岩井田参事） すいません、会長。寺川委員が挙手を。

辰巳砂会長 すいません。寺川委員、どうぞ。

寺川委員 よろしく申し上げます。この問題、私、素人なので教えていただきたいんですが、海洋プラスチックとそれからカーボンニュートラルの認定ということは、これは大阪府で独自の認定制度なんでしょうか。それとも全国的に何か事例とかがあるような取組なんでしょうか。教えてください。

貫上委員 エコマークのほうで取り上げているものが海洋プラのほうですね。海洋プラのほうは全国版のエコマーク等でも既に実施されているんですけども、カーボンニュートラルに合致させたような製品認定というのは、まだたしか全国的にはなかったというふうに認識しておりますが、それでよろしかったでしょうか。事務局のほう、大丈夫でしたっけ。

伊藤資源循環課課長補佐 貫上委員がおっしゃったように、海洋プラの認定についてはエコマークに規定がございます。一方で、都道府県でリサイクル製品

認定制度を実施しているのは40ぐらいありますが、こうした海洋プラやカーボンニュートラルといったことを位置づけた認定制度でやっているところはありません。

寺川委員 ありがとうございます。私、野鳥の会に所属しているので、海洋プラスチックって非常に関心が高いのと、それから里山保全活動もやっていますので、カーボンニュートラルのこともすごく関心が高いですので、大阪府の大きな取組ということであれば、ぜひすごくPRを取り組んでいただいて、府民の方にこういった認証制度があるんだぞということをしかりPRしていただく方向にしていただければなと思って発言させていただきました。よろしくお願いします。

貫上委員 御意見ありがとうございます。

辰巳砂会長 寺川委員、どうもありがとうございました。

ほかに何か御発言ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、御発言ないようですので、各委員から大変貴重な御意見をいただきまして、どうもありがとうございました。

答申案につきましておおむね了解いただいたと存じますので、本案のとおり環境審議会の答申としてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

辰巳砂会長 異議なしということで、ありがとうございました。本案を審議会の答申とさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、これで審議事項は終わりましたので、続きまして、報告事項に進みたいと思います。

本日は1件の報告がございます。報告事項1、「環境保全基金活用事業の審査結果について」につきまして、環境・みどり活動促進部会の増田部会長のほうから報告をお願いいたします。オンラインで。

増田委員 ちょっと所用で、オンラインで失礼します。資料3を見ていただければと思います。よろしいでしょうか。声は聞こえているでしょうか。

辰巳砂会長 聞こえています。

増田委員 ありがとうございます。

それでは、環境・みどり活動促進部会における環境保全活動補助事業の審査

結果について報告をいたします。

大阪府環境審議会条例及び環境・みどり活動促進部会運営要領の規定に基づきまして、当部会の決議につきましては大阪府環境審議会の決議とされ、部長は、部会で決議した事項について審議会に報告しなければならないとされております。したがって、その報告でございます。

令和7年5月13日に開催いたしました第1回環境・みどり活動促進部会におきまして、「環境保全活動補助事業」の審査を行いましたので、その結果を御報告申し上げます。

資料3を見ていただければというふうに思います。

本補助事業は、府民や事業者による豊かな環境の保全及び創造に資する自主的な活動を促進するため、大阪府環境保全基金を活用して、他の模範となる環境保全活動等に対して補助金を交付するものであります。

今回、応募のございました案件に関しましては、環境の保全・創造の寄与、波及効果等の項目について審査を行いました結果、資料3の表に示しますように、3件が補助対象としてふさわしいものとして認めました。

まず、上段の1番目でございますけれども、特定非営利活動法人Deep Peopleによる「【環境×教育】君も環境クイズ王になろう！」と題したもので、子ども達が将来的に環境問題や社会課題を自分事としてとらえ、解決していく人材へと成長し、よりよい社会の実現を目指すという取組でございます。

真ん中の2番目でございますけれども、特定非営利活動法人緑で地球を救う会による「つなぐ、緑のバトンプロジェクト」と題し、子ども達に環境の大切さを学ぶ機会を提供するとともに、地域の高校と連携し、若い世代の環境リーダー育成と、地元産業である植木文化の理解・継承にも貢献するという事業でございます。実際の圃場での作業も含まれております。

最後に、特定非営利法人大阪環境カウンセラー協会による「次世代に繋ぐ福祉面に特化した環境教育伝道者の育成」と題しました環境教育インストラクター応募資格取得セミナーや、福祉施設を対象とした環境出前授業を実施する事業でございます。

いずれもこの3件、補助対象としてふさわしいものと認めましたので、ここに報告させていただきます。どうもありがとうございました。

辰巳砂会長 増田先生、どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、何か御質問、御意見ございましたらお願いいたします。

特にございませんでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、この報告事項については以上とさせていただきます。

増田委員 どうもありがとうございました。

辰巳砂会長 どうもありがとうございました。

以上で用意していた議題は全て終了いたしました。

それでは、ほかに、全体を通してで結構でございますので、何か御発言ございますでしょうか。

委員の皆様からの御発言はないようですので、事務局のほうから今後の予定などございましたらお願いいたします。

司会（岩井田参事） 今年度、今回含めまして3回の審議会を予定しております。次回、11月頃を想定しております。また日程調整させていただきますので、よろしくお願いいたします。

辰巳砂会長 ありがとうございます。次回は11月頃という想定でございますが、日程調整の上で御連絡したいと思いますので、皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

以上で本日の議事は全て終了いたしました。皆様、長時間にわたりまして議事進行に御協力いただきまして、誠にありがとうございました。

それでは、進行のほうを事務局にお返しいたします。

司会（岩井田参事） 辰巳砂会長、進行ありがとうございました。

本日予定しておりました議事は以上でございます。

これで本日の審議会を終了させていただきます。長時間どうもありがとうございました。

—— 了 ——